

|                      |                             |                        |
|----------------------|-----------------------------|------------------------|
| 公 安 委 員 会<br>報 告 資 料 | 春の全国交通安全運動に伴う県警察の<br>取組について | 令和7年3月26日<br>交 通 企 画 課 |
|----------------------|-----------------------------|------------------------|

## 1 目的

「春の全国交通安全運動」が実施されることに伴い、県警察の取組として、子供を始めとして歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保のほか、各種の街頭活動を強化するなど、広報啓発活動を推進し、交通事故防止を図るもの

## 2 内容

### (1) 運動期間

令和7年4月6日（日）～同年4月15日（火）（10日間）

※ 4月10日（木）は、「交通事故死ゼロを目指す日」（全国統一）

### (2) 運動重点

ア 子供を始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

イ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

ウ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

## 3 県警察が取り組む主な施策（予定）

(1) 通学路における子供を中心とした歩行者保護活動の推進

(2) 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(3) 自転車・電動キックボード等利用者のヘルメット着用及び安全利用の促進

## 4 昨年春の全国交通安全運動期間中の取組

交通少年団と連携した通学路における横断歩道の保護・誘導



地域ボランティアと協働したシートベルトの着用キャンペーン



プロサイクリングチーム「シェルブルー鹿屋」による交通安全教室



## 5 登下校・通園通学・在校在園中における子供の傷者数（R2～R6 1・2当）

※ 過去5年の死者数はなし。

(人)

